

平成 23 年 3 回定例会 文教常任委員会

平成 23 年 10 月 4 日

渡辺委員

公明党の渡辺でございます。それでは、質問に入らせていただきたいと思います。はじめに前回のこの当委員会でも私は取り上げたんですが、高等学校の奨学金について質問したいと思います。

今年の 9 月 23 日に会計検査院から、平成 17 年において各都道府県に移管された高等学校の奨学金の運営状況についての報告書が発表されたところであります。その中で、本県は、20 年後約 136 億円の財源不足となるというショッキングな数字が記載されていまして、このことについては 9 月 23 日付けの朝日新聞の記事にも、高校奨学金資金不足のおそれと掲載されておりました。会計検査院指摘、20 年後までに 11 府県で不足ということです。調査の結果、11 府県で交付金と返還金の合計が貸与額を下回り、そのまま継続すると、福岡県が約 321 億円、神奈川県で約 136 億円が資金不足であると、こういう新聞記事が出ました。ある意味、非常にショッキングな報道というか、将来の高校奨学金制度の先行きに不安を与える内容の報道であったわけですが、そこで、この会計検査院の報告書の内容を基準にしながら、本県の奨学金事業の継続的、また安定的な運営に向けた、国からの交付金の在り方と本県の取組について、何点か質問していきたいと思っております。

はじめに、本題に入る前に、前回の第 2 回定例会の文教常任委員会で私から質問させていただいて、そのときに当局からは、高校の奨学金の資金源であります高校生の修学支援基金による奨学金事業が継続できるように、その制度の期間の延長とともに、臨時特例交付金の追加交付について国に強く働きかけると、こういう御答弁がありました。これは、経済対策も含めて平成 21 年から国の基金が来ているわけですね。これがなくなってくると非常にダメージが大きい。この基金によって、約 1,000 人規模の方々が例の成績要件を除外されて貸与されているわけですね。そういう意味では、この制度がある前は、大体年間で 4,000 人規模の奨学金制度だったものが、この基金があることによって 1,000 人規模が膨らんで 5,000 人規模になった。しかしこれが期限が切れてくるし、どうなるのかという御質問をさせていただいたら、先ほど言ったような御答弁がありました。

そこで、その後の国に対する働きかけの状況と、国における取組の内容など、現状で分かっていることがあれば教えていただきたいと思います。

学校経理課長

国に対する働きかけについてでございますが、本年 4 月にまとめました神奈川県の平成 24 年度、国の施策制度予算に関する提案の中におきまして、高校生の就学支援につきましては、臨時特例交付金により造成しました高校生就学支援基金の取崩基準であります平成 20 年度の貸与者数実績と比較しまして、本県で実施している奨学金事業は平成 21 年度、平成 22 年度とも基準を上回る応募者数となり、平成 24 年度以降も基準を上回る応募者数が予測されるため、当該基金事業の継続が不可欠であるとの提案を行い、それを踏まえまして 8 月

16日に、教育 局企画調整部長が文部科学省に直接出向きまして、初等中等教育局財務課高校就学支援室長に対しまして、直接提案書の写しを渡すとともに、提案の趣旨等を説明いたしました。その際、同室長からは、国においても高校生就学支援基金の期間の延長と、交付金の追加交付の必要性について十分に思慮している旨の考えが示され、また、現在の第3次補正予算に所要額の要求をしたいという考えを聞いてございます。

渡辺委員

引き続きその取組をしっかりとお願いしたいと思うんです。今の要望に対して答弁が国 からあって、第3次補正に入れたいということであれば、それはそれで素晴らしい話ですよ。しかしながら、この前の委員会でも、もし国の措置がなくても、県 としてしっかりと財政当局を含めて、その取組を維持できるように頑張っていくという御答弁があったので、いずれにしてもその辺をしっかりとお願いしたいと思います。

そのことを確認させていただいたというのは、実は、こういう年度途中からの交付金 が国から入ってくると、この会計検査院が見込んでいるものとも少しずつつ違ってくるのかなど、資金不足の金額についても違ってくるのかなどという思いもありましたので、そういう質問をまずさせていただきました。

次に、当局として、この会計検査院の報告について、11 府県ですか、特に神奈川県 はこの支出となる貸付額と収入となる奨学生からの返還金及び国からの交付金とのバランスうんぬんという報告がありましたけれども、この収支の試算について、県としてはどのように捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

学校経理課長

会計検査院の報告書の収支試算の内容についてでございますが、これは旧日本育英会から奨学金事業が移管されました平成17年度から43年度までの27年間につきまして、奨学金の貸与額と返還金や交付金の収支を試算したものでございます。

本県の奨学金事業につきましては、平成16年度以前の県単独の事業を引き継いでおります第1種奨学金と、旧日本育英会から移管されました事業を引き継いでおります第2種奨学金がございますが、今回の試算はこの両方を合わせた奨学金事業 全体について推計されておきまして、その推計におきまして、本県で負担する必要が生ずると予想されるとされた136億円という金額につきましては、試算の 対象となった27年間の奨学金の累積貸付額を推計し、この額から貸付けをするための財源として、この間の返還金の累計額と、それから移管分の交付金の累積 額を差し引いた額となっております。本県の奨学金事業につきましては、県単独の奨学金事業を運営していることに加え、県単独の返還猶予制度や、あるいは返 還免除制度を設けるとともに、貸付月額も移管奨学金事業の単価に上乘せしていることから、先ほどの136億円という金額につきましても、本県独自の奨学金 を運営するための必要な資金を推計したものと理解してございます。

渡辺委員

この報告書を見ると、今言ったように 136 億円というのが出ておるわけですが、今御答弁にありましたように、移管後、若しくは他の 47 都道府県とは違って、返還金免除だけではなくてプラスの財政支出をやって、他の県よりも手厚い奨学金制度を構築しているというようなことだと思います。さらには猶予制度について前のこの委員会でお答えいただきましたが、要は、高校卒業、そして大学進学、その後就労したときに、就労後も猶予ができる制度があったり、それが途中で1年猶予になったもの、その後、緊急経済対策で正規雇用になかなか就けないという社会状況もあり、更に2年に延長したりと様々な制度の転換があったり、制度設計が他県と違う部分があるのでこういう数字のばらつきがあるという御説明だったと思います。その部分については理解するんですが、それにつけてもちょっと確認しておかなければいけないのは、この会計検査院の報告書には、奨学金事業の継続的、また安定的な運営のための回収率の向上について言及している項目があるわけです。これについては、会計検査院が平成 43 年度までの収支試算で積算したときの回収率について、他府県に比べて、現状、本県はどういう状況なのか、これを教えてもらえますか。

学校経理課長

他府県と本県の返還率の状況についてでございますが、会計検査院の報告書には平成 21 年度の実績で、文部科学省の試算による返還率が、現年度返還率で 84%、過年度返還率で 13%、この両方を下回った 8 県が示されております。それによりますと、各府県の返還率につきましては、現年度返還率の低い方から申しますと、順に福岡県 67.2%、長野県 69.8%、神奈川県は下から 3 番目でございます 75.7%でございます。次に過年度返還率におきましても、低い順に申し上げますと茨城県 2.2%、静岡県 3.2%、京都府 6.6%となっておりますが、本県は高い方から 2 番目で 11.7%という状況になってございます。

渡辺委員

今の数字を聞きますと、国の方の基準というか会計検査院の基準が、現年度ですか、当然猶予期間があつて、ある程度猶予した後に返すべき年度、そこに返ってくる回収率も見込みを 84%にし、さらには過年度分も回収できる率を 13%として 要は見込んでいます。これはすごく高い数字なのかなという気はします。これは私もコメントできませんが、遅れて返還されたものも両方足すと返還率は 97% になりますよね。それに対して、神奈川県は現年度が 75.7%、過年度が 11.7%と今御説明がありました。これを両方足すと 87.4%ですよね。このかい離についてはどのようにお考えですか。10%近くという数字は、かなり大きくかい離をしている。

学校経理課長

返還率につきましては、各都道府県での取組の内容、返還率、返還金の過去の取組の内容によって、様々変わってくるのではないかと考えております。

本県につきましては、平成 17 年度以降、奨学金を借りたいという方が大変急

増いた しました。その分、あつてはならないことなんですが、返還金の回収に向けまして国が一応基準としました 84%という基準からしますと 10%近く低いという 状況になってございます。これにつきましては、貸付者が増えたということに言い訳を求めてはいけないとは思いますが、やはり貸付者の急増に伴い、債権管 理事務、あるいは返還に向けた事務が急増しましたことによって、10%近いかい離が生じているのではないかと考えてございます。

一方、過年度分につきましては、それは平成 16 年度以前の部分につきましても、一定程度、こつこつ返済者の方に返還をお願いした積重ねの結果ということで、国の 13%には及ばないんですが、それに近い数字が確保できているのではないかと考えております。

渡辺委員

実は、私、別の角度の答弁が来るのかなと思ひながら、今推測しながら話を聞いてい ました。なぜかと言いますと、私が言った会計検査院のこの資料に基づき標準的な見込返還率は 97%ですよね。これに対して、この資料に基づくと、当年度と 過年度を足して神奈川県は 87.4%という数字で、これの意味も今御説明はなかったんですが、私はこの文教常任委員会の中でこの奨学金について様々やりとりをしてきた中で、神奈川県の回収率の推移というのは 87.4%ではなくて、実際はいろいろ鋭意努力をしていて、もう少し高いのではないかと認識していた んです。その辺の数字の捉え方の問題だとか解釈の問題が、国の問題と県が押さえている回収率と少しかい離があるのは、これこれこういう理由が若干あるんだ という御答弁が来るのかなと思ったんですが、その辺についてはいかがですか。

学校経理課長

返還率の捉え方につきましては、それぞれの年度で収入調定した金額に対してどれだ け入ってきたかを、それぞれの年度ごとに考えていく場合と、それから過去の、言ってみれば積み残し分も合わせまして、当該年度に合わせまして一括して収入 調定し、それが過去の返還されるべき金額に対してどの程度の率を占めるかという計算方法、私どもはそれを累積返還率と申しておりますが、それにつきましては、例えば平成 17 年度で申しますと 93.1%、あるいは平成 18 年度ですと 90.7%という数字が出ておりまして、私どもとしては過去の分につきましても遡りまして、納付者に対して丁寧に対応することで返還金の確保に努めておるといふ状況でございます。

渡辺委員

ちょっとよく分かりにくかったですけれども、私が少し分かっているのは、その累積 返還率ですか、もっと言うと、過年度分についてはいろいろな意味で経理処理をしてしまえば、それで終わってしまうということも、経理上はあるわけですよ。それをしっかり、今言ったような取組をしながら、要はかなり年度は遅れるけれども、しっかり返還を求めていくという取組をして、もうちょっと高い数字 を県としては維持しているということだと思ひます。

さらには、今言ったようなこともそうですけれども、返還率が悪い時期もあって、その後回収率の向上に向けた様々な取組に取り組んだと、そういう結果が少しずつ出てきていると。今言った資料の返還率の数字は平成21年度ですけれども、そういう効果が少し出始めた数字だと私は理解しているんです。今、県が取り組んでいる回収率の向上についての取組がもう少ししっかりしていく、また回収事務の負担が軽減していけば、もう少し返還率も改善してくるのではないかと私自身は良い方に理解しているんです。そこで、この返還率の向上に向けた取組について、ちょっと確認をさせてもらえますか。

学校経理課長

返還率の向上に向けました取組についてでございますが、本県では返還対象者の増加等に伴いまして、一時、返還率が低下いたしました。これを受けまして、平成18年度から返還金の取組を強化いたしまして、裁判所に対する支払督促の申立てにつきましては平成19年度に91人の方、平成20年度に57人の方に実施し、また自動口座振替につきましては平成21年10月から制度を導入し、また平成22年度から督促業務等の債権回収会社への委託とともに、全庁的な未収金対策の取組との連携を図りながら進めております。

また、返還金の負担を軽減するため、平成22年度から、貸付月額として、国公立では2万円以外に1万8,000円、私立では4万円以外に3万円という少額の貸付けも選択できる制度を導入いたしました。

渡辺委員

そういう取組をされているという部分ですが、今後についても改善点は多々あると思うので、今日はちょっと時間をかけることはできませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

その上で、これは確認なんですけど、もし私の間違いであれば訂正を願ひたいんですが、神奈川県の高校奨学金の収支バランスですね。要は財政出動をして、今までプラスアルファでしているわけです。でも本来は、これは難しい話ですけども、要は貸付金があって、その返還がちゃんとできてバランスがとれれば、新たな財政出動をしなくていい。しかしながら、返還までには期間猶予が大分あるので、しばらくの間そのバランスがなかなかとれない、返還率が九十数%のレベルにまでしか上がり切らないので、一般財源を多く投入しなければいけない、こういうバランスになっているわけですね。

これが、返還がある程度進んでくると、何年か先になると、貸付額と返還金がある程度ニアリーイコールになってバランスがとれてくる可能性が出てくる。私の認識が甘ければ教えてほしいんですが、平成三十二、三年度になれば、その辺の返還金と貸付金のバランスが、当然今の貸付規模であるという前提だと思いますけれども、そういうバランスがとれてくると。要は、一般財源を投入しなくても何とかなるということだと思いますけれども、これは交付金の絡みとかいろいろな絡みがあると思いますけれども、この辺についてはどのような認識ですか。

学校経理課長

奨学金が一般財源の投入なく自立的に運営できる状況になるのはいつ頃かという御質問でございますが、これにつきましては、景気の状態ですとか、あるいは国からの交付金の状況によって大きく異なってまいります、私ども事務方で推計いたしました中では、平成 30 年代の半ばぐらいではないかと考えております。

渡辺委員

当然、国も様々な不確定要素はあると思いますけれども、そういう形になれば毎年毎年一般財源を多く出動しながら、困っていらっしゃる高校生を支えてきたものが、ある意味では本来の奨学金の趣旨というか、貸したものはしっかり返してもらおう、困ったときは貸すけれどもその後でちゃんと返還をしてもらおうということになると。そのことによって、他の困った高校生にお金をしっかり貸すことができる制度として回っていくと思うので、様々な不確定要素があるとは思いますが、しっかりお願いをしたいと思っております。

それでは、次の質問ですが、この会計検査院の報告書では、平成 43 年度までの国からの交付金の額の推計において、制度が移管された平成 17 年度以降の交付金の推移が出ているわけですね。例えば福岡県、それとあと本県と人口規模がほぼ同等と認識している大阪府を見ると、移管された平成 17 年については多少ばらつきがあって、その翌年度の平成 18 年度は各県とも増えている。ここまでの推移はいいんですけれども、例えば直近の平成 22 年度を見たときに、神奈川県は約 3 億 5,000 万円ですが、それに対して大阪府は一つ桁違って 45 億円という交付金になっています。そして福岡県は約 16 億円です。こういう金額が国から交付されていると、こういう表です。

これを見たときに、要は制度が移行して、育英会でやっていた部分が各都道府県に移管されたわけですが、移管された差によって、こんなに交付金が違うのかなと思ってしまいます。特に、人口が同じであれば、生徒数というか高校生数も恐らく同じ規模であろう大阪府が、何でうちの県とは一桁違うような、十数倍の交付金が国から出されているのかなど。これぐらい頂いておれば、神奈川県も一般財政出動がなくなっても十分できるのに、これはどうなっているのかと思うわけですが、分かる範囲で御答弁願えますか。

学校経理課長

交付金の額についてのお尋ねでございますが、まず基本的にこの交付金につきましては、旧日本育英会から各都道府県に奨学金事業が移管されました平成 17 年度から、交付金が交付されております。それにつきましては平成 14 年度、平成 15 年度の各都道府県における日本育英会の奨学金の貸付額の実績に基づいて配分率が算出されていると聞いてございます。したがって、各都道府県に移管される前は本県を含め、独自の奨学金を実施している自治体が多くございまして、その場合、各自自治体の制度や規模の違いによりまして、平成 14 年度、15 年度、当時における旧日本育英会の奨学金の貸付金の実績が各都道府県によって大きく異なる状況があったのではないかと、その結果としまして交付金

の額が大きく異なるという状況になったのではないかと考えてございます。

ちなみに、本県の場合、詳細な数字については分析してございませんが、平成14年、15年度当時、県単独の奨学金の規模が大きく、その分旧日本育英会の分が小さかったのではないかと考えております。

今、委員のお話にありました、例えば大阪府の場合、平成17年度から平成22年度まで、交付金の額がアップしているという部分につきまして、大阪府の方に電話で問い合わせをしたんですが、詳細な原因、理由につきましてはまだ調査中という状況でございます。

渡辺委員

非常に残念だが、正直言って、何で福岡がこうで、大阪がこうなのか、私なりに調べようと思って調べましたが、なかなか分かりづらいというのが実態でありましたから、今の御答弁の内容も多少理解いたします。例えば福岡県の場合は、奨学金事業というのを教育文化奨学財団という財団法人を活用してやっているんです。大阪府の場合は、育英会うんぬんというところに助成事業としてお金を投入しているんですね。これを見て、私自身が言っていることは正しくないかもしれませんが、驚いたのは、大阪府では、平成22年のこの育英会に対する貸付額が96億円もあるんです。すごいですよね。福岡県については平成21年に50億円となっています。神奈川県の数々を見ると、ちょっと桁違いというか、規模が大分違うなという気がするので、奨学金制度自体が、各都道府県によって違うのかなという気もします。ただそうはいっても、国から来ている交付金について、神奈川県の場合は、育英会がやっていたものが小さくて、県がやっていたものが大きかったの、国から来る交付金が少ないんだということです。それは、理屈上はよく分かります。

しかしながら、高校生の就学を支援する同じ制度なのに、国からの支援にこんなに差があるというのは、これは問題だと思うんです。

例えば平成17年当初、この制度が移管するときには、そういうルールでやらざるを得なかったことがあったかもしれないけれども、毎年毎年こういう格差が都道府県別に出ていることについて、何らかの手を打つべきだと私は思うんです。

例えば、神奈川県の場合は、先ほど答弁がありましたように、他県に比べて少し手厚い奨学金を出している。県立高校だったら2万円、私学だったら4万円と、他県に比べて手厚いです。あと、また準備金もありますよね。その部分についての平成17年から財政出動を見てみると、例えば8億円規模だったり10億円規模だったり、押しなべると八、九億円の一般財源が出ているわけです。例えば国からの交付金がしっかり確保できていれば、今、教育当局が困っていらっしゃるまなびやの建て替えの問題だとか、他に財源が繰り上げられる可能性も十分にあったと思うんです。これについては、今後どのように適正化していくのか。また、そういう考えがあるのか、御答弁を願いたいと思います。

学校経理課長

本県の奨学金の規模につきましては、移管がされました平成17年度以降で見ますと、平成17年度は奨学生数が3,238人であったものが、今年度が5,074人と56.7%の増加を見ておりまして、さらに貸付金額の大きい私立高校生の貸付けにつきましても、平成17年度1,148人であったものが、今年度3,245人と182.7%の増加を見ております。この結果、貸付金額も、平成17年度は9億5,442万円であったものが、平成22年度の実績で申しますと20億3,528万6,000円となり、113.2%の増加となっております。

こういう状況を踏まえまして、国に対しましても当初の交付金の配分比率が平成十五、六年度を基準としているということではあったとしましても、本県の場合、今申し上げましたように貸付金あるいは奨学生数が大幅に増えているという実態がございますので、今回のこの会計検査院の報告書を踏まえまして、文部科学省に対しましては、これまでの本県の奨学金の取組、真に奨学金を必要とする方に貸与できるようにということで充実拡大してまいりました取組に対して、交付金の額や配分率が極めて低い状況にあるということを文部科学省に理解していただいた上で、今後交付金の算定の見直しにつきまして、文部科学省に積極的に働き掛けてまいりたいと考えてございます。

渡辺委員

是非お願いをしたいと思うんです。それで先ほど御答弁がありました、この資料、47都道府県の交付金額の一覧表が出てきたと。でもこれについて、大阪府がどういう実態でどうですかという問い合わせをするという話ではないんだと思うんです。そういう意味では、教育の財源をしっかりと確保していく、そのことによって様々な教育費用を充実にしていく、そういう今後の取組のことを考えれば、しっかりとこれを分析・研究しながら、どういうことをすれば国からの交付金が多くなるのかを考えながらしっかりと対応していかなければいけないと思うんです。

ただ、交付金に頼るのが本当に良いのかどうかという議論は、また賛否はありますけれども、こういう制度だから、この中でやっていくには、やっぱりその辺をしっかりと国に対しても言っていかなければいけないし、あとは冒頭述べました、この制度の抜本的な交付金の問題もあるけれども、例えば臨時特例交付金の延長だとか、そういうことも絡めながら対応していくべき非常に重要な課題だと思うんですよ。

県財政全体を見たときにも、教育分野だけではなくて全体としても大きな課題だと思います。その中であともうちょっと付け加えさせて言うならば、例えば、全体としての交付金で来ると、その中で奨学金事業だとか教育分野の事業に充てられないケースも出てくるので、そこはしっかりと担保していただきながら、この制度を将来的にきちんと維持できるようにお願いしたいと思います。さらには、この不可解な交付金の格差については、しっかりと対応していただきたいと思いますが、最後、決意をどなたかお願いをいたします。

教育局企画調整部長

先ほどお話しいたしましたように、この事業につきましては、いわゆる旧日

本育英会の事業と県単独の事業が、それぞれ第1種奨学金と第2種奨学金と、県民の方にとっては非常に分かりにくい形になっているということがまずあると思います。

そういう中で、私どもは必ずしもこの交付金の内容について分析ができていないということもございますけれども、遅ればせながらでございますけれども、もう一回きちんと分析していきたいと考えております。たまたま平成14年度、15年度そういう状況だったということが、20年間それで拘束されてしまうというのは余りにも理不尽ではないかという考えがございますので、きちんと分析して、そして今まで正式に文部科学省にお話ししたこともございませんので、きちんとお話をして要望させていただきたいということを申し上げたいと思います。冒頭申し上げました、いわゆる臨時特例交付金のお話もございますけれども、そちらについても併せて国に働き掛けをいたしたいと考えております。いずれにしましても、平成24年度に向けてできることは頑張っけてやっていきたいと思っております。